定 款

マーソ株式会社

定款

第1章 総則

(商号)

第 1 条 当会社は、マーソ株式会社と称し、英文では MRSO.,Inc と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。
 - 1. インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計・開発・運用及び保守
 - 2. インターネット上のショッピングモールの開設
 - 3. コンピューターソフトウェアの開発及び販売、賃貸
 - 4. コンピューターによる情報処理サービス及びシステムの運用・管理
 - 5. 情報システムに関するコンサルティング
 - 6. 情報ネットワークシステムの企画・設計・管理
 - 7. インターネットのホームページの企画・立案
 - 8. インターネットによる情報提供サービス業
 - 9. インターネットによる通信販売
 - 10. 職業紹介事業及び労働者派遣事業
 - 11. 前払式支払手段の発行、売買ならびに管理
 - 12. 生命保険の募集に関する業務
 - 13. 旅行業及び旅行代理店業
 - 14. 医療機関における事務処理、健康診断業務の請負
 - 15. 外国人患者の受入に関する業務
 - 16. その他前各号に附帯する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって 電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載してする。

(機関構成)

- 第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - 1. 取締役会
 - 2. 監查役
 - 3. 監査役会
 - 4. 会計監查人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行する株式の総数は、13,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利)

- 第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使 することができない。
 - (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

- 第10条 当会社は、毎年12月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主 をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株 主とする。
 - 2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

(株主名簿管理人)

- 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
 - 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株

主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は 株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(開催時期)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社 長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取 締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(決議方法)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行 使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。
 - 2 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当 会社に提出 することを要する。株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合に は、総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

- 第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は 一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する 書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

- 第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会の終結時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 21 条 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役1名を定める。
 - 2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
 - 3 取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。
 - 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

- 第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席して、その出席取 締役の過半数をもってこれを決する。
 - 2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものと みなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除及び責任限定契約)

- 第28条 当会社は、会社法第423条第1項の取締役の責任について、当該取締役が職務を行うに つき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令が規定する金額を限度として、取締役会 の決議によって免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に任務を怠ったことによる当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第29条 監査役の員数は、5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第30条 監査役の選任決議は、株主総会の決議によって、議決権を行使することができる株主の 議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数 をもって行う。

(監査役の任期)

- 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会の終結の時までとする。
 - 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査 役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の 場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除及び責任限定契約)

- 第37条 当会社は、会社法第423条第1項の監査役の責任について、当該監査役が職務を行うに つき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令が規定する金額を限度として、取締役会 の決議によって免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第 38 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

- 第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第48条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、 法令 に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定め ることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。
 - 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
 - 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

- 第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
 - 2 未払の配当金には、利息をつけない。

改定履歴

2015年2月6日 会社設立 2015年4月7日 改定 2015年6月10日 改定 2015年12月29日 改定 2016年10月7日 改定 2016年11月8日 改定 2016年12月28日 改定 2017年3月29日 改定 2017年12月29日 改定 2018年6月25日 改定 2018年7月18日 改定 2018年11月12日 改定 2019年2月14日 改定 2019年3月29日 改定 2019年10月30日 改定 2020年3月30日 改定

2023年9月11日 改定